

DISCLOSURE

令和7年度

ディスクロージャー誌

令和7年4月1日～令和8年3月31日

私たちの活動を

ご理解いただくために

JA志賀

目 次

ごあいさつ	1	(5) 預かり資産の状況	
1. 経営理念・経営方針	2	① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	38
2. 経営管理体制	2	② 残高有り投資信託口座数	38
3. 社会的責任と貢献活動	3	2. 共済取扱実績	
4. 事業の概況（令和7年度）	5	(1) 長期共済保有高	39
5. リスク管理の状況	8	(2) 医療共済の共済金額保有高	39
6. 事業のご案内	11	(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	39
【経営資料】		(4) 年金共済の年金保有高	40
I 決算の状況		(5) 短期共済新契約高	40
1. 貸借対照表	12	3. その他事業の実績	
2. 損益計算書	14	(1) 購買品取扱高	40
3. キャッシュ・フロー計算書	16	(2) 受託販売品取扱高	40
4. 注記表	18	(3) 保管事業取扱実績	41
5. 剰余金処分計算書	26	(4) 加工事業取扱実績	41
6. 部門別損益計算書	27	(5) 利用事業取扱実績	41
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	29	(6) 介護事業取扱実績	41
8. 会計監査人の監査	29	(7) 指導事業の収支内訳	41
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	29	1. 利益率	42
2. 利益総括表	30	2. 貯貸率・貯証率	42
3. 資金運用収支の内訳	30	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	30	1. 自己資本の状況	42
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	43
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	45
(1) 貯 金		4. 信用リスクに関する事項	47
① 種類別貯金平均残高	31	5. 信用リスク削減手法に関する事項	54
② 定期貯金残高	31	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	56
(2) 貸 出 金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	56
① 種類別貸出金平均残高	31	8. CVAリスクに関する事項	56
② 貸出金利条件別内訳残高	31	9. マーケット・リスクに関する事項	56
③ 貸出金担保別内訳残高	32	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	56
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	32	11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	57
⑤ 貸出金使途別内訳残高	32	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	58
⑥ 貸出金業種別残高	33	13. 金利リスクに関する事項	58
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	33	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	34	1. 機 構 図	60
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	34	2. 役 員	61
⑩ 貸倒引当金内訳	36	3. 組合員数	61
⑪ 貸出金償却額	36	4. 組合員組織の状況	61
(3) 内国為替取扱実績	36	5. 地 区	62
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	62
① 保有有価証券平均残高	36	7. 店舗等のご案内	63
② 保有有価証券残存期間別残高	37		
③ 有価証券の時価情報	37		
④ 金銭の信託の時価情報	38		
⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	38		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長 新 谷 克 己

平素よりＪＡ志賀の各事業に対し、格別のご理解とご協力を頂いていることにつきまして、厚く御礼申し上げます。

令和７年度は、能登半島地震からの復旧・復興が徐々に進展する中、国内外で大きく変化が生じる激動の１年でありました。

国際的には、第２次トランプ政権発足以降、関税強化対策が次々打ち出され、世界中の貿易市場に打撃を与えました。さらに年明け２月には、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃開始を受けホルムズ海峡が封鎖され、原油の流通停止懸念から物価上昇に拍車がかかるなど、経済活動に大きな影響が生じました。一方、国内においては高市政権が誕生し高支持率を維持しているものの、政権基盤の弱さから外交面や国会運営において苦難の日々が続いており、期待される政策実行には時間がかかりそうな状況です。

また、農業面では「令和の米騒動」を受け７年産米の価格が急騰しましたが、政府備蓄米の大量放出や輸入米の増加に加え、７年産米の生産量増加により在庫が大幅に積み上がる現状にあり、これが８年産米の価格を下押しすることが必至と見込まれています。ＪＡグループとして、生産コストに見合う適正価格の維持を強く要望していく所存です。

さらに、ＪＡ志賀としても重要な課題がいくつかあり、一つ目は、本店兼中央支店の建替えです。

能登半島地震後、２年が経過するうちに徐々に建屋の傾斜が進行し極めて危険な状態となっており、安全第一の観点から建替えせざるを得ないこととなりました。二つ目は、組織基盤・経営基盤の再構築で、組合員・職員の減少傾向への対応策と金利のある時代に適合した収益構造の改善が必要となっています。三つ目は、ＪＡの合併問題です。これまで７年かけて議論してきた能登・金沢・加賀の３ＪＡ構想は、コロナ感染症や能登半島地震もあり、結果として進展しませんでした。今般、「県ＪＡ中央会」はこれを白紙撤回し、今後は地区にこだわらず合併可能なＪＡから県域ＪＡとして合併を進めて行こうというもので、当ＪＡも積極的にその検討・議論に参画していく予定です。

組合員の皆様には、これら課題に対して大所高所からのご理解を頂き、引き続きのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

終わりに、今夏も猛暑・酷暑が予想される中、皆様にはお体にご自愛のうえ一層ご健勝に過ごされますようにお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和８年７月

1 経営理念・経営方針

《基本理念》

協同の力による復旧・復興と農業・JAの持続的発展
(基本目標)

- ◆持続可能な農業の実現
- ◆豊かでくらしやすい地域共生社会への実現
- ◆経営基盤の強化と事業収益性の向上

《基本目標》

【経営管理・総務人事部門】

1. 能登半島地震からの復旧・復興
2. 持続可能な農業の実現
3. 持続可能な経営基盤の確立・強化

【信用部門】

1. 農業融資実施体制の構築・強化
2. 生活資金ニーズへの対応強化
3. 年金振込口座の獲得増強
4. ライフイベントに応じた提案活動の実施
5. 不祥事未然防止・内部管理体制の構築

【共済部門】

1. 保証・サービス提供等の深化
2. 事業推進体制等の再構築
3. 災害からの復旧・復興と農業・地域社会への貢献

【購買部門】

1. 購買事業体制の強化
2. 総合展示会・部門別展示会はじめ各講習会の実施
3. 事業所の合理化運営
4. 業務の標準化を図り、業務処理体制を整備

【営農部門】

1. 担い手支援の強化、担い手確保・育成
2. 営農指導体制の強化
3. 水稻作物・園芸作物の振興・販売力強化

2 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3 社会的責任と貢献活動

当ＪＡでは自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新しい事業展開に取り組んでまいります。

(1) 農業振興活動

① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

ア．ＪＡ直売所を拠点とした生産拡大

直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、出荷者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取り組み支援を行っています。

② 付加価値の増大と新たな需要開拓

ア．農畜産物の全国ブランド化

独自の農畜産物について、品質・収量の安定を図り、全国ブランドを確立できるように取り組んでいます。

イ．地理的表示保護制度（ＧＩ）

「能登志賀こころ柿」が地理的表示保護制度（ＧＩ）に登録されるなど、産地振興と生産者の所得増大に取り組んでいます。

ウ．輸出の拡大

フラッグシップ輸出産地に認定されるなど需要開拓に取り組んでいます。

③ 生産コスト低減への取り組み強化

ア．新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ

物財費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及について、年次別に目標設定・実践していくことによりトータル生産コストの低減に取り組んでいます。

④ 担い手経営体のニーズに応える個別対応

ア．担い手経営体に出向く体制の整備・充実

TAC活動の強化により、担い手経営体に出向く体制を整備・充実するとともに、TAC活動によって得られた情報を得られた情報をＪＡ役職員、関係部門間で共有しています。

⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

ア．新規就農者に対する支援強化

青年層のみならず定年帰農者、女性層等、幅広く新規就農者の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

(2) 地域貢献活動

① 確実に進んでいる高齢化社会において、「お年寄りと家族が安心して暮らせる」地域社会を目指し、ホームヘルプサービス等、積極的に福祉活動に取り組んでいます。

② 学童体験農園を通じ、子供たちに対して農業への理解を深めています。

③ 農業まつり・学校給食への食材提供等を通じ、食への理解とおいしく安全な食料をＰＲするとともに、その安定供給に努めています。

④ 年金友の会をはじめ各種友の会を結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。

⑤ ＪＡグループ全体で「年金友の会グランドゴルフ大会」等を開催し、参加者の技術向上と親睦融和を図っています。

⑥ 年金アドバイザーによる年金相談も行っています。

⑦ 女性大学を開催し、趣味の輪を広げています。

⑧ 地域ボランティア活動へ積極的に参加しています。

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J A グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、相互扶助の精神のもと、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指すため、以下の取組方針を制定いたしました。今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、「J A 共済連」）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は J A 共済連のホームページをご参照ください。

【原則6（注6、7）】

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の暮らしに便利な金融商品をライフスタイルに合わせて提供いたします。また、組合員・利用者の皆さまには、高齢者や若年層など、各世代に適した金融商品を取り揃え提供いたします。

なお、当組合は、投資性金融相本の組成は行っておりません。

【原則2本文および原則6本文】

（2）共済仕組み・サービス

当組合は、市場環境の変化・生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう寄り添いながら最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

【原則2本文および（注）、原則6本文および注（1・2・4・5）、補充原則1～5本文および（注）】

2. 組合員・利用者本位の提案と情報提供

（1）信用の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい金融商品・サービスを提案いたします。特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧に説明を行います。

② 金融商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品間の比較が容易となるよう、パンフレット等を活用し分かりやすい情報提供を実施いたします。特に、組合員・利用者が負担する手数料・費用等の重要な情報は、丁寧に説明いたします。

【原則2本文、原則4本文、原則5本文、原則6本文】

（2）共済の事業活動

① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスを提案いたします。

② 保障の加入にあたっては、保障設計書を用い、分かりやすく提案いたします。また、契約手続き時における重要な情報については必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を交付し、組合員・利用者への意向把握・確認を行い丁寧な説明を実施いたします。

③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および注（1～5）、原則6本文および注（1・2・4・5）】

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

組合員・利用者の信頼と期待に応え、安心して継続的にご利用いただけるよう以下の取組みを実施いたします。

手続きの簡素化: 組合員および利用者が安心して手続きを行えるよう、分かりやすい説明とサポートを提供いたします。

アフターフォロー: 契約内容の確認や共済金の請求漏れ防止など、継続的なフォローアップを実施いたします。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および注（1～5）、原則6本文および注（1・2・4・5）】

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、総代会や地区別説明会等で組合員・利用者の皆さまの「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を積極的に収集し、業務改善に反映させます。

【原則2本文および（注）】

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの金融商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理いたします。

【原則3本文および（注）】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう継続的・定期的な研修や資格取得の支援等に取り組み、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。

<内部研修・資格制度>

（1）信用の事業活動

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・証券外務員Ⅰ種（対象：信用担当職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：全管理職）

（2）共済の事業活動

- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：渉外担当職員）
- ・公的保障制度研修（対象：共済・渉外担当職員）
- ・共済税務研修（対象：共済・渉外担当職員）

【原則2本文および（注）、原則6本文および（注5）、原則7本文および（注）】

4 事業の概況（令和7年度）

(1) 事業の概況

令和7年度は、能登半島地震からの復旧が徐々に進んだものの、半面で完全復興までには長い年月を要することを実感させられる1年でありました。

また、漸くデフレを脱却し景気回復局面に入りつつあった日本経済は、年度当初のトランプ関税強化や年明け2月のイラン攻撃など米国の政策に翻弄され、先行き不透明感が強まる状況となりました。

こうした中、「令和のコメ騒動」に端を発した米価の高騰は、令和7年産米において一段と拍車がかかり社会問題化しましたが、政府備蓄米の大量放出や令和7年産米の生産量増加を受け、一転在庫が積み上がる結果となり、令和8年産米価格への影響が懸念されています。

J A事業においては、民間業者との米集荷競争が激化する中、概算金の追加支払いを実施するなど対策を講じたほか、西瓜・ころ柿が引き続き良好な販売環境で推移しました。また、金利上昇により資金コストが増加したものの、各事業におけるきめ細やかな事業運営と経費圧縮に努めた結果、当初計画を上回る経常利益を確保することができました。

主な事業の取扱高は次のとおりです。

貯 金 残 高	56,408百万円	貸 出 金 残 高	5,824百万円
長期共済保有高	131,286百万円	長期共済新契約高	6,527百万円
購 買 品 取 扱 高	1,725百万円	販 売 品 取 扱 高	1,914百万円
単体自己資本比率	23.47%		

損益につきましては、組合員・利用者の皆様のおかげによりまして、経常利益80,031千円、税引前当期利益120,945千円という結果となりました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当J Aでは、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査の実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての的確な進捗管理により実施している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合を取り巻くリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5 リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当ＪＡでは組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当ＪＡでは情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：0767-32-1155（月～金 8時15分～17時））

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口またはＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

当ＪＡでは、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性を踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6 事業のご案内

（信用事業）

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のＪＡをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とＣＤオンライン提携しており全国の金融機関のＣＤ・ＡＴＭ利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務

長期利付国債および割引国債の窓口販売業務を行っています。

（共済事業）

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、
定期医療共済、介護共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、特定重度疾病共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

（経済事業）

ＪＡは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

ＪＡは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

ＪＡは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、旅行の手配、生活福祉事業（高齢者福祉事業・健康管理活動・生きがいづくり活動）を行っています。

【経営資料】

I 決算の状況

1 貸借対照表

(単位：千円)

資 産			
科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	
(資 産 の 部)			
1. 信用事業資産	53,779,824	55,434,825	
(1) 現 金	155,071	154,169	
(2) 預 金	32,647,125	36,473,486	
系統預金	307,322,215	34,565,594	
系統外預金	1,914,909	1,907,891	
(3) 有価証券	15,358,286	12,881,515	
(4) 貸 出 金	5,555,753	5,824,883	
(5) その他の信用事業資産	97,690	135,745	
未収収益	81,680	126,867	
その他の資産	16,009	8,877	
(6) 貸倒引当金	▲ 34,103	▲ 34,975	
2. 共済事業資産	2,640	4,327	
(1) その他の共済事業資産	2,640	4,327	
3. 経済事業資産	758,563	532,625	
(1) 受取手形	1,000	741	
(2) 経済事業未収金	604,360	447,035	
(3) 経済受託債権	73,187	9,595	
(4) 棚卸資産	90,141	116,691	
購 買 品	56,107	73,996	
その他の棚卸資産	34,034	42,695	
(5) その他の経済事業資産	16,047	14,930	
(6) 貸倒引当金	▲ 26,172	▲ 56,368	
4. 雑 資 産	105,480	156,353	
5. 固定資産	884,873	1,159,945	
(1) 有形固定資産	884,535	1,159,689	
建 物	2,167,287	2,460,626	
機械装置	728,498	786,128	
土 地	109,305	105,880	
建設仮勘定	23,496	—	
その他の有形固定資産	422,267	473,455	
減価償却累計額	▲ 2,566,319	▲ 2,666,401	
(2) 無形固定資産	338	256	
その他の無形固定資産	338	256	
6. 外部出資	2,165,070	2,165,070	
(1) 外部出資	2,165,070	2,165,070	
系統出資	2,054,772	2,054,772	
系統外出資	85,690	85,690	
子会社等出資	24,608	24,608	
7. 繰延税金資産	34,305	35,783	
資 産 の 部 合 計	57,730,757	59,488,930	

(単位：千円)

負債及び純資産		
科 目	令和6年度	令和7年度
(負債 の 部)		
1. 信用事業負債	53,772,767	56,613,742
(1) 貯 金	53,704,740	56,408,951
(2) その他の信用事業負債	68,026	204,791
未払費用	12,332	47,476
その他の負債	55,694	157,314
2. 共済事業負債	201,591	206,252
(1) 共済資金	108,387	110,565
(2) 未経過共済付加収入	87,789	90,239
(3) 共済未払費用	4,163	4,093
(4) その他の共済事業負債	1,251	1,353
3. 経済事業負債	390,409	285,788
(1) 経済事業未払金	318,230	203,807
(2) 経済受託債務	66,204	77,325
(3) その他の経済事業負債	5,974	4,655
4. 雑 負 債	172,569	127,173
(1) 未払法人税等	51,850	21,789
(2) 資産除去債務	6,100	6,100
(3) その他の負債	114,619	99,284
5. 諸引当金	777,433	748,219
(1) 賞与引当金	10,061	9,678
(2) 退職給付引当金	192,081	191,468
(3) 役員退職慰労引当金	22,898	26,689
(4) ポイント引当金	216	211
(5) 災害損失引当金	552,175	520,171
負債 の 部 合 計	55,314,771	57,981,176
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	3,696,613	3,770,392
(1) 出 資 金	833,595	813,738
(2) 利益剰余金	2,879,179	2,966,564
利益準備金	1,097,949	1,114,949
その他利益剰余金	1,781,229	1,851,615
任意積立金	1,702,805	1,737,111
リスク管理積立金	732,892	732,892
農業経営基盤積立金	145,000	145,000
施設整備積立金	324,000	324,000
税効果積立金	—	34,305
特別積立金	500,913	500,913
当期末処分剰余金 (▲損失金)	78,423	114,503
(うち当期剰余金 (▲損失金))	(344,285)	(96,966)
(3) 処分未済持分	▲ 16,161	▲ 9,910
2. 評価・換算差額等	▲ 1,280,627	▲ 2,262,639
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,280,627	▲ 2,262,639
純 資 産 の 部 合 計	2,415,985	1,507,753
負債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	57,730,757	59,488,930

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	866,081	870,998
事業収益	2,446,602	2,479,486
事業費用	1,580,634	1,608,488
(1) 信用事業収益	393,076	473,440
資金運用収益	348,881	450,552
(うち預金利息)	(150,277)	(239,778)
(うち有価証券利息)	(128,552)	(148,734)
(うち貸出金利息)	(52,243)	(62,039)
(うちその他受入利息)	(17,807)	(0)
役務取引等収益	11,259	11,987
その他事業直接収益	23,454	2
その他経常収益	9,481	10,897
(2) 信用事業費用	97,698	105,374
資金調達費用	19,252	71,428
(うち貯金利息)	(18,753)	(70,770)
(うち給付補填備金繰入)	(91)	(279)
(うちその他支払利息)	(407)	(378)
役務取引等費用	4,773	4,860
その他事業直接費用	76,440	2,539
その他経常費用	▲ 2,767	26,545
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(872)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 25,068)	—
信用事業総利益	295,377	368,066
(3) 共済事業収益	250,538	242,798
共済付加収入	235,670	223,458
その他の収益	13,991	19,339
(4) 共済事業費用	21,216	20,279
共済推進費	7,225	6,403
その他の費用	13,991	13,875
共済事業総利益	229,321	222,519
(5) 購買事業収益	1,551,478	1,517,171
購買品供給高	1,465,429	1,431,399
購買手数料	9,844	9,837
修理サービス料	45,987	49,348
その他の収益	30,216	26,585
(6) 購買事業費用	1,310,492	1,313,120
購買品供給原価	1,239,152	1,210,181
購買供給費	22,516	23,250
その他の費用	48,823	79,688
(うち貸倒引当金繰入額)	(73)	(30,195)
購買事業総利益	240,985	204,050
(7) 販売事業収益	63,028	59,992
販売品販売高	1,395	1,634
販売手数料	51,613	49,605
その他の収益	10,133	8,753
(8) 販売事業費用	10,133	14,630
販売品販売原価	1,194	1,414
販 売 費	5,496	6,516
その他の費用	3,442	6,699
販売事業総利益	52,894	45,362

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(9) 保管事業収益	13,515	10,265
(10) 保管事業費用	11,066	10,035
保管事業総利益	2,448	230
(11) 加工事業収益	1,617	1,998
(12) 加工事業費用	330	732
加工事業総利益	1,287	1,266
(13) 利用事業収益	159,973	170,618
(14) 利用事業費用	114,573	131,724
利用事業総利益	45,399	38,894
(15) その他事業収益	23,060	11,844
(16) その他事業費用	20,360	16,764
その他事業総利益	2,700	▲ 4,920
(17) 指導事業収入	1,247	1,141
(18) 指導事業支出	5,580	5,610
指導事業収支差額	▲ 4,332	▲ 4,468
2. 事業管理費	807,991	820,475
(1) 人件費	576,807	569,240
(2) 業務費	71,079	71,498
(3) 諸税負担金	19,442	18,989
(4) 施設費	139,077	152,682
(5) その他費用	1,585	8,064
事業利益	58,090	50,523
3. 事業外収益	44,942	29,574
(1) 受取雑利息	1,535	2,009
(2) 受取出資配当金	37,597	17,965
(3) 賃貸料	4,688	5,321
(4) 雑収入	1,120	4,277
4. 事業外費用	37	65
(1) 寄付金	37	65
経常利益	102,994	80,032
5. 特別利益	360,291	472,320
(1) 固定資産処分益	1,188	782
(2) 臨時収入	296,803	55,862
(3) 一般補助金	62,300	415,675
6. 特別損失	98,610	431,405
(1) 固定資産処分損	686	0
(2) 固定資産圧縮損	62,300	414,275
(3) 減損損失	0	3,425
(4) 臨時損失	35,624	13,705
税引前当期利益	364,675	120,946
法人税、住民税及び事業税	59,754	25,457
法人税等調整額	▲ 39,364	▲ 1,478
法人税等合計	20,389	23,979
当期剰余金	344,285	96,966
当期首繰越剰余金	▲ 265,862	17,536
当期末処分剰余金	78,423	114,503

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	364,675	120,946
減価償却費	114,090	122,380
減損損失	—	3,425
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	▲ 25,107	31,068
賞与引当金の増減額（▲は減少）	14	▲ 382
退職給付引当金等の増減額（▲は減少）	▲ 10,136	▲ 613
その他引当金等の増減額（▲は減少）	▲ 81,687	▲ 28,218
信用事業資金運用収益	▲ 425,316	▲ 456,652
信用事業資金調達費用	19,252	71,428
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 39,132	▲ 19,975
有価証券関係損益（▲は益）	129,421	8,636
固定資産売却損益（▲は益）	▲ 501	▲ 633
固定資産圧縮損	62,300	414,275
一般補助金収益	▲ 62,300	▲ 415,675
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（▲）減	▲ 319,089	▲ 269,130
預金の純増（▲）減	3,250,000	▲ 1,100,000
貯金の純増減（▲）	2,495,963	2,704,211
その他信用事業資産の純増（▲）減	4,548	7,136
その他信用事業負債の純増減（▲）	▲ 14,440	103,662
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（▲）	▲ 108	2,178
その他共済事業資産の純増（▲）減	▲ 1,947	▲ 1,687
その他共済事業負債の純増減（▲）	2,446	2,483
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減	▲ 163,612	157,584
経済受託債権の純増（▲）減	▲ 24,984	63,592
棚卸資産の純増（▲）減	▲ 7,809	▲ 26,551
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）	177,809	▲ 114,423
経済受託債務の純増減（▲）	15,754	11,121
その他経済事業資産の純増（▲）減	7,596	1,117
その他経済事業負債の純増減（▲）	583	▲ 1,319
（その他の資産及び負債の増減）		
その他資産の純増（▲）減	▲ 2,761	18,524
その他負債の純増減（▲）	13,342	▲ 17,290
未払または未収消費税の純増減(▲)	▲ 10,793	▲ 69,557

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
信用事業資金運用による収入	385,264	411,461
信用事業資金調達による支出	▲ 9,042	▲ 38,326
小 計	5,844,288	1,694,797
雑利息及び出資配当金の受取額	39,132	19,975
法人税等の支払額	▲ 8,440	▲ 55,519
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,874,981	1,659,253
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 6,784,925	▲ 115,714
有価証券の売却等による収入	970,574	1,607,937
固定資産の取得による支出	▲ 261,979	▲ 1,680,478
固定資産の売却による収入	126,241	868,073
補助金の受入による収入	62,300	415,675
資産除去債務の履行による支出	▲ 8,400	▲ 6,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 5,896,188	1,089,393
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	32,053	35,583
出資の払戻しによる支出	▲ 54,407	▲ 55,440
持分の取得による支出	▲ 16,161	▲ 8,690
持分の譲渡による収入	4,768	14,941
出資配当金の支払額	—	▲ 9,581
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 33,747	▲ 23,187
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	▲ 54,954	2,725,459
6 現金及び現金同等物の期首残高	425,151	370,197
7 現金及び現金同等物の期末残高	370,196	3,095,656

4 注記表（令和7年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ・その他の有価証券
 - イ、時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ、市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機製品・自動車製品）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 7年～50年、機械装置 5年～15年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 自組合利用のソフトウェア 5年、下水道分担金 15年、水道加入権 15年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

- ⑤ ポイント引当金
 - 「Aポイントサービス」に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- ⑥ 災害損失引当金
 - 「令和6年能登半島地震」による被害に対する今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
 - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
 - 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
 - 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 利用事業
 - カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 葬祭事業
 - 葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 福祉事業
 - 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 - ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
 - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 - 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与し

ている場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

災害損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
災害損失引当金 520,171,246円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるために必要な見積額を計上しています。その見積りにあたっては、被災施設ごとの修繕、取り壊し等の復旧計画に基づき、それぞれの施工に係る費用を見積もっております。施設の利用方針に見直し等の必要が生じた場合、あるいは施工費用に変動が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において引当金額に変動が生じる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は937,953,386円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|--------------|
| ① 建物 | 461,729,688円 |
| ② 機械装置 | 448,216,332円 |
| ③ 土地 | 1,435,000円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 26,572,366円 |
- (2) 担保に供している資産
系統定期預金900,000,000円を為替決済の担保に、また、系統外定期預金2,000,000円を公金収納の担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 1,414,737円
子会社等に対する金銭債務の総額 43,042,339円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 13,498,953円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は29,448,575円、危険債権額は241,405,894円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は270,854,469円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|------------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 9,454,823円 |
| うち事業取引高 | 5,421,141円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 4,033,682円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 211,878円 |
| うち事業取引高 | 10,133円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 201,745円 |
- (2) 減損会計に関する注記
- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループの

キャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧下甘田支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧渉外センター跡地	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯
旧下甘田支店・旧渉外センター跡地については、土地の時価が減少しており、減損の兆候に該当するため、超他額を回収価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
旧下甘田支店 2,232,070円（土地 2,232,070円）
旧渉外センター敷地 1,193,068円（土地 1,193,068円）
合 計 3,425,138円
- ④ 回収可能価額の算定方法
旧下甘田支店・旧渉外センター跡地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算出しています。
- (3) 災害関連利益に関する注記
特別利益に計上している「災害関連利益」は、主に令和6年能登半島地震で被害のあった当「A」所有施設の解体及び建替に関する補助金の受取によるものです。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課（運用部門）は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課（運用部門）が行った取引については審査課（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券の

うちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が148,894,674円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	36,473,486,811	35,889,405,135	▲584,081,676
有 価 証 券	12,881,515,200	12,870,545,200	▲10,970,000
満期保有目的の債券	100,000,000	89,030,000	▲10,970,000
そ の 他 有 価 証 券	12,781,515,200	12,781,515,200	—
貸 出 金	5,824,883,799	—	—
貸 倒 引 当 金（※1）	▲34,975,709	—	—
貸倒引当金控除後	5,789,908,090	5,492,584,252	▲297,323,838
資 産 計	55,144,910,101	54,252,534,587	▲892,375,514
貯 金	56,408,951,604	56,234,710,523	▲174,241,081
負 債 計	56,408,951,604	56,234,710,523	▲174,241,081

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金及び1年内の満期のある系統外預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は取引金融機関から提示された価格等によっています。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区

分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,165,070,695

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	25,573,486,811	5,000,000,000	—	4,000,000,000	—	1,900,000,000
有 価 証 券	300,000,000	300,000,000	600,000,000	1,400,000,000	300,000,000	12,308,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000,000	300,000,000	600,000,000	1,400,000,000	300,000,000	12,208,000,000
貸 出 金 (※1)(※2)	745,468,541	449,535,635	456,915,638	416,446,357	395,304,992	3,336,079,715
合 計	26,618,955,352	5,749,535,635	1,056,915,638	5,816,446,357	695,304,992	17,544,079,715

（※1）貸出金のうち、当座貸越105,292,119円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等25,132,921円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（※1）	52,988,593,757	1,816,859,887	1,280,213,118	134,549,424	107,165,381	81,570,037
合 計	52,988,593,757	1,816,859,887	1,280,213,118	134,549,424	107,165,381	81,570,037

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額・時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表 計 上 額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社 債	100,000,000	89,030,000	▲10,970,000
合 計		100,000,000	89,030,000	▲10,970,000

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地 方 債	200,700,000	200,000,000	700,000
	社 債	200,050,000	199,994,999	55,001
	小 計	400,750,000	399,994,999	755,001
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	8,205,800,000	10,136,445,741	▲1,930,645,741
	地 方 債	3,615,055,200	3,907,498,262	▲292,443,062
	社 債	559,910,000	600,215,294	▲40,305,294
	小 計	12,380,765,200	14,644,159,297	▲2,263,394,097
合 計		12,781,515,200	15,044,154,296	▲2,262,639,096

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券
当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
債 券			
国 債	1,297,551,000	2,999	2,539,780
合 計	1,297,551,000	2,999	2,539,780

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	192,081,431
退 職 給 付 費 用	34,152,991
退 職 給 付 の 支 払 額	▲14,156,357
特定退職金共済制度への拠出金	▲20,610,000
期末における退職給付引当金	191,468,065

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退 職 給 付 債 務	576,692,200
特 定 退 職 金 共 済 制 度	▲385,224,135
退 職 給 付 引 当 金	191,468,065

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

簡便法で計算した退職給付費用	34,152,991
----------------	------------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,862,460円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は41,007,000円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	25,052,297
退 職 給 付 引 当 金	54,338,636
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,574,467
賞 与 引 当 金	2,746,852
減 損 損 失 否 認 額	40,949,234
未 払 金 否 認 額	8,663,318
災 害 損 失 引 当 金	147,624,599
その他有価証券評価差額金	642,136,975
そ の 他	21,731,496
繰 延 税 金 資 産 小 計	950,817,874
評 価 性 引 当 額	▲909,843,325
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	40,974,549
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	▲5,190,702
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲5,190,702
繰延税金資産（負債）の純額(A)+(B)	35,783,847

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.0
評 価 性 引 当 額 の 増 減	▲2.6
住 民 税 均 等 割	0.4
税 額 控 除	▲3.5
税 率 変 更 に 伴 う 影 響 額	▲0.8
そ の 他	▲0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.8

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

・当該資産除去債務の概要

旧富来支店に使用されているアスベストを除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

・当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務を計上しているものについては、遊休資産であるため、資産除去債務の見積りにあたり、割引計算はしていません。

・当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 6,100,000円
期末残高 6,100,000円

② 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設の一部、富来農機センター、富来給油所、JAやすらぎ会館富来に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、592,119,881円です。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

4 注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ・その他の有価証券
 - イ. 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機製品・自動車製品）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・繰越諸材料（育苗資材等）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年～50年、機械装置 5年～15年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年、水道分担金 15年、水道加入権 15年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る

期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ ポイント引当金
 - J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- ⑥ 災害損失引当金
 - 「令和6年能登半島地震」による被害に対する今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
 - 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
 - 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
 - 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 利用事業
 - カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 葬祭事業
 - 葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 福祉事業
 - 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 - ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
 - 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各

事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

災害損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
災害損失引当金 552,175,672円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるために必要な見積額を計上しています。その見積りにあたっては、被災施設ごとの修繕、取り壊し等の復旧計画に基づき、それぞれの施工に係る費用を見積もっております。施設の利用方針に見直し等の必要が生じた場合、あるいは施工費用に変動が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において引当金額に変動が生じる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は526,007,386円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|--------------|
| ① 建物 | 168,927,688円 |
| ② 機械装置 | 339,315,332円 |
| ③ 土地 | 1,435,000円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 16,329,366円 |
- (2) 担保に供している資産
系統定期預金900,000,000円を為替決済の担保に、また、系統外定期預金2,000,000円を公金収納の担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 1,869,142円
子会社等に対する金銭債務の総額 25,133,450円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 8,639,746円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は30,606,159円、危険債権額は90,735,973円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は121,342,132円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|------------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 6,892,331円 |
| うち事業取引高 | 6,712,331円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 180,000円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 3,290円 |
| うち事業取引高 | — 円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 3,290円 |
- (2) 災害関連利益に関する注記
特別利益に計上している「災害関連利益」は、主に令和6年能登半島地震で被害のあった当JA所有施設に対しての共済金の支払いによるものです。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課(運用部門)は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課(運用部門)が行った取引については審査課(リスク管理部門)が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が183,227,152円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった

場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	32,647,125,159	32,320,493,806	▲326,631,353
有 価 証 券	15,358,286,000	15,350,546,000	▲7,740,000
満期保有目的の債券	100,000,000	92,260,000	▲7,740,000
そ の 他 有 価 証 券	15,258,286,000	15,258,286,000	—
貸 出 金	5,555,753,812	—	—
貸倒引当金(※1)	▲34,103,086	—	—
貸倒引当金控除後	5,521,650,726	5,422,371,667	▲99,279,059
資 産 計	53,527,061,885	53,093,411,473	▲433,650,412
貯 金	53,704,740,834	53,572,474,812	▲132,266,022
負 債 計	53,704,740,834	53,572,474,812	▲132,266,022

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金及び1年内の満期のある系統外預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は取引金融機関から提示された価格等によっています。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	2,165,070,695

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	21,747,125,159	—	5,000,000,000	—	4,000,000,000	1,900,000,000
有 価 証 券	300,000,000	1,600,000,000	300,000,000	600,000,000	1,400,000,000	10,508,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	100,000,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	300,000,000	1,600,000,000	300,000,000	600,000,000	1,400,000,000	12,408,000,000
貸 出 金 (※1)(※2)	803,917,596	545,920,353	408,122,469	383,125,314	356,029,861	3,031,376,358
合 計	22,851,042,755	2,145,920,353	5,708,122,469	983,125,314	5,756,029,861	17,439,376,358

(※1) 貸出金のうち、当座貸越109,745,652円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等27,261,861円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(※1)	49,919,137,136	1,129,589,637	2,235,456,651	128,375,816	192,504,849	99,676,745
合 計	49,919,137,136	1,129,589,637	2,235,456,651	128,375,816	192,504,849	99,676,745

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額・時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社 債	100,000,000	92,260,000	▲7,740,000
合 計		100,000,000	92,260,000	▲7,740,000

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表 計上 額 (A)	取得原価又は 償 却 原 価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	412,160,000	399,321,134	12,838,866
	地 方 債	308,420,000	299,976,556	8,443,444
	社 債	709,790,000	700,445,461	9,344,539
	小 計	1,430,370,000	1,399,743,151	3,062,6849
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,875,970,000	11,031,714,133	▲1,155,744,133
	地 方 債	3,569,826,000	3,707,456,436	▲137,630,436
	受益証券	382,120,000	400,000,000	▲17,880,000
	小 計	13,827,916,000	15,139,170,569	▲1,311,254,569
合 計		15,258,286,000	16,538,913,720	▲1,280,627,720

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
債 券			
国 債	522,430,000	23,454,391	—
受益証券			
証券投資信託受益証券	522,080,000	—	76,440,000
合 計	1,044,510,000	23,454,391	76,440,000

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。
- なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
(単位：円)

期首における退職給付引当金	202,218,020
退職給付費用	33,492,072
退職給付の支払額	▲20,948,661
特定退職金共済制度への拠出金	▲22,620,000
期末における退職給付引当金	192,081,431

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	580,414,300
特定退職金共済制度	▲388,332,869
退職給付引当金	192,081,431

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

簡便法で計算した退職給付費用	33,492,072
----------------	------------

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,862,460円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は47,015,000円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	15,914,827
退 職 給 付 引 当 金	54,422,246
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,498,723
賞 与 引 当 金 否 認 額	2,782,944
減 損 損 失 否 認 額	19,940,448
資 産 除 去 債 務	1,731,180
期 末 手 当 否 認 額	8,778,495
災 害 損 失 引 当 金	156,258,776
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	363,442,147
そ の 他	44,059,524
繰 延 税 金 資 産 小 計	673,829,310
評 価 性 引 当 額	▲634,333,101
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	39,496,209
繰 延 税 金 負 債	
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲5,190,702
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲5,190,702
繰延税金資産（負債）の純額(A)＋(B)	34,305,507

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に算入されない項目	▲1.4
評 価 性 引 当 額 の 増 減	▲19.2
住 民 税 均 等 割	0.1
税 額 控 除	▲2.2
そ の 他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6

- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。
- なお、この税率変更による影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

- (1) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

- ① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ・当該資産除去債務の概要

旧富来支店に使用されているアスベストを除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

- ・当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務を計上しているものについては、遊休資産であるため、資産除去債務の見積りにあたり、割引計算はしていません。

- ・当該事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14,500,000円
資産除去債務の戻し入れによる減少額	8,400,000円
期末残高	6,100,000円

- ② 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設の一部、富来農機センター、富来給油所、J A やすらぎ会館富来に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

- (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、572,544,348円です。

- (3) 「令和6年能登半島地震」による被害の発生

「令和6年能登半島地震」による被害に対する復旧費用等は、損益計算書の特別損失「災害関連損失」に含めて計上しています。

また、今後の復旧に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を「災害関連損失引当金」として貸借対照表の諸引当金に、「災害関連損失」として損益計算書の特別損失に計上しています。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	78,423	114,503
2. 剰 余 金 処 分 額	60,886	20,978
(1) 利 益 準 備 金	17,000	19,500
(2) 任 意 積 立 金	34,305	1,478
税 効 果 積 立 金	34,305	1,478
(3) 出 資 配 当 金 (年率)	9,581 (1.2%)	— —
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	17,536	93,525

(注) 1. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額5,000千円が含まれています。

2. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額または積立基準	取崩基準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の20/1000に達する額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置および臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当額 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税 効 果 積 立 金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。
農業経営事業積立金	農業経営規程第12条の規定に基づき、農業経営事業により生じた損失に備える。	農業経営事業により利益が生じた場合。	当該事業において生じた損失のてん補に充てる場合。

6 部門別損益計算書

令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,489,268	473,440	242,798	946,962	826,068	0	
事業費用②	1,618,270	105,374	20,279	781,963	710,023	631	
事業総利益③ (①－②)	870,998	368,066	222,519	164,999	116,045	▲ 631	
事業管理費④	820,475	228,037	158,744	290,353	124,567	18,774	
(うち減価償却費⑤-1)	122,380	8,078	4,069	100,985	8,836	412	
(うち人件費⑤-2)	569,240	152,393	136,901	163,492	98,433	18,021	
※うち共通管理費⑥		123,300	53,905	68,236	41,151	2,571	▲ 289,163
(うち減価償却費⑦-1)		6,513	3,805	5,076	1,450	412	▲ 17,256
(うち人件費⑦-2)		70,480	32,589	41,850	24,192	1,819	▲ 170,930
事業利益⑧ (③－④)	50,523	140,029	63,775	▲ 125,354	▲ 8,522	▲ 19,405	
事業外収益⑨	29,574	5,183	12,888	7,800	3,511	192	
※うち共通分⑩		5,051	1,488	1,990	927	192	▲ 9,648
事業外費用⑪	65	20	24	14	7	—	
※うち共通分⑫		20	24	14	7	—	▲ 65
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	80,032	145,192	76,639	▲ 117,568	▲ 5,018	▲ 19,213	
特別利益⑭	617,095	93,694	29,794	458,303	35,304	—	
※うち共通分⑮		93,694	29,794	43,245	35,304	—	▲ 202,037
特別損失⑯	576,181	75,083	23,876	448,930	28,292	—	
※うち共通分⑰		75,083	23,876	34,655	28,292	—	▲ 161,906
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	120,946	163,803	82,557	▲ 108,195	1,994	▲ 19,213	
営農指導事業分配賦額⑲		—	—	19,213	—	▲ 19,213	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	120,946	163,803	82,557	▲ 127,408	1,994		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 事業総利益割60%、人員割40%
- (2) 営農指導事業 農業関連事業へ100%

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	42	19	24	14	1	100
営農指導事業	—	—	100	—	—	100

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	2,457,533	393,076	250,538	992,069	821,830	20	
事業費用②	1,591,451	97,698	21,216	777,714	694,352	471	
事業総利益③ (①－②)	866,082	295,378	229,322	214,355	127,478	▲ 451	
事業管理費④	807,991	182,239	169,133	308,568	128,861	19,190	
(うち減価償却費⑤-1)	114,087	8,926	4,872	91,737	8,066	486	
(うち人件費⑤-2)	576,805	123,603	140,618	189,150	105,204	18,230	
※うち共通管理費⑥		82,189	69,044	83,015	42,317	3,032	▲ 279,597
(うち減価償却費⑦-1)		6,320	4,324	5,914	1,618	487	▲ 18,663
(うち人件費⑦-2)		46,857	41,174	561,305	25,559	2,083	▲ 166,978
事業利益⑧ (③－④)	58,091	113,139	60,189	▲ 94,213	▲ 1,383	▲ 19,641	
事業外収益⑨	44,940	22,569	12,464	6,756	2,985	166	
※うち共通分⑩		2,907	1,064	1,450	402	166	▲ 5,990
事業外費用⑪	35	10	16	6	3	—	
※うち共通分⑫		10	16	6	3	—	▲ 35
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	102,996	135,698	72,637	▲ 87,463	1,599	▲ 19,475	
特別利益⑭	530,768	125,732	115,341	199,163	90,532	—	
※うち共通分⑮		125,732	115,341	135,193	88,329	—	▲ 464,596
特別損失⑯	269,088	53,861	49,375	126,526	39,323	3	
※うち共通分⑰		53,861	49,375	57,883	37,808	3	▲ 198,932
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	364,676	207,569	138,603	▲ 14,826	52,808	▲ 19,478	
営農指導事業分配賦額⑲		—	—	19,478	—	▲ 19,478	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	364,676	207,569	138,603	▲ 34,304	52,808		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。
一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割60%、人員割40%

(2) 営農指導事業 農業関連事業へ100%

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29	25	30	15	1	100
営農指導事業	—	—	100	—	—	100

7 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 私は、当ＪＡの令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年７月１５日
 志賀農業協同組合
 代表理事組合長 新谷 克己

8 会計監査人の監査

令和７年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第３７条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の５事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、％)

種 類	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経 常 収 益	2,181,042	2,273,432	2,204,649	2,457,533	2,489,268
信用事業収益	338,655	316,656	327,144	393,076	473,440
共済事業収益	286,674	279,258	251,440	250,538	242,798
農業関連事業収益	767,747	907,110	836,892	992,069	946,962
その他事業収益	787,966	782,038	789,173	821,850	826,068
経 常 利 益	20,562	60,374	64,006	102,994	80,032
当 期 剰 余 金	9,104	43,880	▲ 633,189	344,285	96,966
出 資 金	886,523	868,635	855,949	833,595	813,738
出 資 口 数	886,523	868,635	855,949	833,595	813,738
純 資 産 額	4,188,035	4,057,264	3,016,574	2,415,985	1,507,752
総 資 産 額	51,211,676	51,256,437	55,692,261	57,730,757	59,488,930
貯 金 残 高	46,119,406	46,299,395	51,208,777	53,704,740	56,408,951
貸 出 金 残 高	6,087,354	5,792,729	5,236,664	5,555,753	5,824,883
有 価 証 券 残 高	4,813,450	8,707,183	10,584,484	15,358,286	12,881,515
剰余金配当金額	8,610	10,097	—	9,581	—
出資配当金	8,610	10,097	—	9,581	—
職 員 数	87	89	89	87	84
単体自己資本比率	23.90	23.97	20.04	24.16	23.47

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収益	348,881	450,552	101,671
役務取引等収益	11,259	11,987	728
その他信用事業収益	32,935	10,901	▲ 22,034
合 計	393,076	473,440	80,364
資金調達費用	19,252	71,428	52,176
役務取引等費用	4,773	4,860	87
その他信用事業費用	73,673	29,082	▲ 44,591
合 計	97,698	105,374	7,676
信用事業粗利益	283,129	383,744	100,615
信用事業粗利益率	0.53	0.69	0.16
事業粗利益	910,207	964,507	54,300
事業粗利益率	1.60	1.62	0.02
事業純益	92,840	140,961	48,121
実質事業純益	97,038	144,031	46,993
コア事業純益	97,038	144,031	46,993
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	97,038	144,031	46,993

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	53,561,163	348,881	0.65	56,470,469	450,552	0.80
預 金	32,647,125	168,084	0.51	35,428,722	239,778	0.68
有価証券	15,358,286	128,552	0.84	15,152,160	148,734	0.98
貸 出 金	5,555,752	52,243	0.94	5,889,586	62,039	1.05
資金調達勘定	54,884,586	18,844	0.03	55,719,064	71,049	0.13
貯金・定期積金	54,884,586	18,844	0.03	55,719,064	71,049	0.13
総資金利ざや			0.29			0.26

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	42,836	101,671
預 金 利 息	19,062	89,501
有価証券利息	24,785	20,182
貸 出 金 利 息	709,298	9,796
その他受入利息	▲ 1,719	▲ 17,808
支 払 利 息	16,173	52,176
貯 金 利 息	16,032	52,017
給付補てん備金繰入	8	188
その他支払利息	133	▲ 29
差 引	59,010	153,847

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
要 求 払 貯 金	26,755	26,031	▲ 724
当 座 貯 金	2	2	—
普 通 貯 金	26,607	26,098	▲ 509
貯 蓄 貯 金	127	25,406	25,279
通 知 貯 金	—	500	500
別 段 貯 金	12	14	2
定 期 性 貯 金	26,949	30,377	3,428
定 期 貯 金	26,133	29,663	3,530
財 形 貯 蓄	31	28	▲ 3
積 立 定 期 貯 金	105	103	▲ 2
定 期 積 金	678	581	▲ 97
合 計	54,884	56,408	1,524

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定 期 貯 金	27,357	28,454	1,097
うち固定金利定期	27,353	28,452	1,099
うち変動金利定期	4	2	▲ 2

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
手 形 貸 付 金	6	9	3
証 書 貸 付 金	5,323	5,770	447
当 座 貸 越	129	111	▲ 18
金 融 機 関 貸 付	—	—	—
合 計	5,459	5,891	432
割 引 手 形	—	—	—

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	4,410	5,014	604
変 動 金 利 貸 出	911	757	▲ 154
そ の 他 貸 出	137	119	▲ 18
合 計	5,459	5,891	432

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
担 保	貯 金	50	55	5
	有 価 証 券	0	0	0
	動 産	0	0	0
	不 動 産	102	100	▲ 2
	そ の 他 担 保	0	0	0
	計	153	155	2
保 証	農業信用基金協会保証	1,501	1,580	79
	そ の 他 保 証	34	30	▲ 4
	計	1,535	1,610	75
信 用		3,859	3,954	95
合 計		5,555	5,824	269

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金 等		—	—	—
有 価 証 券		—	—	—
動 産		—	—	—
不 動 産		—	—	—
そ の 他 担 保		—	—	—
計		—	—	—
信 用		—	—	—
合 計		—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金		2,075	2,220	145
運 転 資 金		3,480	3,604	124
合 計		5,555	5,824	269

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンを除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和6年度	構 成 比	令和7年度	構 成 比	増 減
法 人	農 業 ・ 林 業	251	5	324	6	73
	水 産 業	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—
	建 設 業	—	—	—	—	—
	不 動 産 業	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食業	—	—	—	—	—
	サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
	地 方 公 共 団 体	2,947	53	3,115	53	168
	そ の 他	81	1	73	1	▲ 8
個 人		2,276	41	2,312	40	36
合 計		5,555	100	5,824	100	269

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類		令和6年度	令和7年度	増 減
農 業		555	672	117
	穀 作	221	219	▲ 2
	野 菜 ・ 園 芸	29	26	▲ 3
	果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
	工 芸 作 物	—	—	—
	養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	168	248	80
	養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
	養 蚕	—	—	—
	そ の 他 農 業	137	179	42
農 業 関 連 団 体 等		—	—	—
合 計		555	672	117

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	3 3 2	4 8 8	1 5 6
農 業 制 度 資 金	2 2 3	1 8 4	▲ 3 9
うち農業近代化資金	1 4 8	1 2 2	▲ 2 6
うちその他制度資金	7 5	3 2	▲ 4 3
合 計	5 5 5	6 7 2	1 1 7

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	3 0	6	2	2 3	3 1
	令和7年度	2 9	6	3	2 0	2 9
危 険 債 権	令和6年度	9 1	0	8 3	8	9 1
	令和7年度	2 4 1	0	2 2 9	1 2	2 4 1
要 管 理 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
小 計	令和6年度	1 2 1	6	8 4	3 1	1 2 1
	令和7年度	2 7 0	6	2 3 2	3 2	2 7 0
正 常 債 権	令和6年度	5,439				
	令和7年度	5,559				
合 計	令和6年度	5,560				
	令和7年度	5,830				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当ＪＡは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要管理債権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額
三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分 (総与信ベース)		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権 (信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)	
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)	29
実質破綻先		(注1)	
破綻懸念先		危険債権(イ)	241
		(注1)	
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ)	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
		(注2)	— —
	その他の要注意先	正常債権(エ)	
正常先			
		(注1)	5,559
		合計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	5,830
		開示債権合計額(ア)+(イ)+(ウ) (正常債権5,559百万円を除く)	270

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 6 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	14,074	4,198		14,074	4,198
個別貸倒引当金	71,309	56,077	—	71,309	56,077
合 計	85,383	60,275	—	85,383	60,275

種 目	令 和 7 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	4,198	3,070		4,198	3,070
個別貸倒引当金	56,077	88,274	—	56,078	88,274
合 計	60,275	91,344	—	60,276	91,344

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	仕 向 け		被仕向け		仕 向 け		被仕向け	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	9,819	11,879,703	66,569	19,644,621	10,615	9,907,181	57,388	25,949,238
代金取立為替	1	5,020	—	—	1	250	—	—
雑 為 替	719	2,208,123	687	2,140,653	638	696,878	695	684,215
合 計	10,539	14,092,847	67,256	21,785,275	11,254	10,604,310	58,083	26,633,453

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
国 債	9,497,122	10,164,423	667,301
地 方 債	2,779,705	4,021,782	1,242,077
社 債	1,201,259	965,954	▲ 235,305
受 益 証 券	216,438	—	▲ 216,438
合 計	13,694,524	15,152,160	1,457,636
商 品 国 債	—	—	—

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1 年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	
国 債	—	1,600,000	1,200,000	—	1,400,000	7,300,000	—	11,500,000
地 方 債	—	100,000	800,000	200,000	2,808,000	100,000	—	4,008,000
社 債	300,000	200,000	—	100,000	400,000	200,000	—	1,200,000
合 計	300,000	1,900,000	2,000,000	300,000	4,608,000	7,600,000	—	16,708,000

種 類	令 和 7 年 度							合 計
	1 年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	
国 債	300,000	600,000	600,000	—	2,300,000	6,400,000	—	10,200,000
地 方 債	—	100,000	1,100,000	708,000	2,200,000	—	—	4,108,000
社 債	—	200,000	—	500,000	200,000	—	—	900,000
合 計	300,000	900,000	1,700,000	1,208,000	4,700,000	6,400,000	—	15,208,000

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	時 価 (B)	差 額 (B) — (A)	貸借対照表 計上額(A)	時 価 (B)	差 額 (B) — (A)
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	社 債	100,000	92,260	▲ 7,740	100,000	89,030	▲ 10,970
	小 計	100,000	92,260	▲ 7,740	100,000	89,030	▲ 10,970
合 計	計	100,000	92,260	▲ 7,740	100,000	89,030	▲ 10,970

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差 額 (A) — (B)	貸借対照表 計上額(A)	取得原価又は 償却原価(B)	差 額 (A) — (B)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	1,430,370	1,399,743	30,627	—	—	—
	国 債	412,160	399,321	12,839	—	—	—
	地 方 債	308,420	299,977	8,443	200,700	200,000	700
	短 期 社 債	—	—	—	200,050	199,995	55
	社 債	709,790	700,445	9,345	—	—	—
	小 計	1,430,370	1,399,743	30,627	400,750	399,995	755
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	13,827,916	15,139,170	▲1,311,254	12,380,765	14,644,159	▲2,263,394
	国 債	9,875,970	11,031,714	▲1,155,744	8,205,800	10,136,446	▲1,930,646
	地 方 債	3,569,826	3,707,456	▲137,630	3,615,055	3,907,498	▲292,443
	社 債	382,120	400,000	▲17,880	559,910	600,215	▲40,305
	小 計	13,827,916	15,139,170	▲1,311,254	12,380,765	14,644,159	▲2,263,394
合 計	計	15,258,286	16,538,913	▲1,280,627	12,781,515	15,044,154	▲2,262,639

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超える もの	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超えない もの	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超える もの	うち貸借対照 表計上額が取得 原価を超えない もの
その他の 金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	—	—

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託口座数	—	—

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	5,211	48,463,610	5,123	46,221,594
	定 期 生 命 共 済	108	1,097,800	110	1,097,050
	養 老 生 命 共 済	1,662	8,423,717	1,439	7,195,806
	こ ども 共 済	1,010	4,441,900	982	3,977,200
	医 療 共 済	3,740	362,050	3,702	348,800
	が ん 共 済	1,321	507,000	1,375	474,000
	定 期 医 療 共 済	102	311,500	99	308,200
	介 護 共 済	253	614,296	268	667,400
	認 知 症 共 済	56	—	57	—
	生 活 障 害 共 済	32	—	36	—
	特 定 重 度 疾 病 共 済	288	—	284	—
	年 金 共 済	2,155	—	2,111	—
建 物 更 生 共 済		5,691	75,512,601	5,648	74,973,312
合 計		20,619	135,292,576	20,252	131,286,164

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	—	20,192	—	19,062	—
	3,740	255,135	3,702	276,330	—
が ん 共 済	—	9,207	1,375	8,442	—
	1,321	—	99	17,270	—
定 期 医 療 共 済	102	521	—	508	—
合 計	—	29,920	—	28,012	—
	5,163	255,135	5,176	293,600	—

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		253	819,123	268	906,829
認 知 症 共 済		56	94,200	57	93,200
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		13	89,000	14	70,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		19	17,200	22	19,700
特 定 重 度 疾 病 共 済		288	528,100	284	489,900

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	1,766	824,254	1,695	781,731
年 金 開 始 後	389	201,871	416	218,016
合 計	2,155	1,026,126	2,111	999,748

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	1,287	17,353,290	14,519	1,118	15,284,050	12,693
自 動 車 共 済	5,500	—	210,042	5,439	—	215,441
傷 害 共 済	3,076	9,941,000	950	2,913	9,369,500	897
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	26	—	64	23	—	110
自 賠 責 共 済	1,823	—	31,500	1,983	—	34,103
合 計	11,712	—	257,078	11,476	—	263,246

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	1,675,441	190,008	1,611,998	187,217
生 活 物 資	110,792	45,936	113,571	43,481
合 計	1,786,233	235,944	1,725,569	230,699

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	871,557	40,554	1,075,988	37,171
米 以 外 の 農 産 物	228,832	8,336	274,510	9,835
畜 産 物	537,847	—	564,274	—
合 計	1,638,237	48,891	1,914,772	47,006

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	保 管 料	12,798	9,494
	荷 役 料	—	—
	そ の 他 の 収 益	717	770
費 用	保 管 材 料 費	—	—
	保 管 労 務 費	—	—
	そ の 他 の 費 用	11,066	10,035
差 引		2,448	20,301

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年 度		令和 7 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
そ の 他	1,617	—	1,999	—
合 計	1,617	—	1,999	—

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和 6 年 度		令和 7 年 度	
	取扱数量・金額	手 数 料	取扱数量・金額	手 数 料
カントリーエレベータ	1,108 t	48,094	1,196 t	45,815
ラ イ ス セ ン タ ー	256 t	14,734	163 t	15,525
育 苗 セ ン タ ー	105,031 枚	74,144	102,585 枚	76,098
葬 祭 セ ン タ ー	22 件	—	22 件	—
そ の 他	—	23,000	—	24,599
合 計	—	159,972	—	162,037

(6) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	訪 問 介 護 収 益	12,784	11,500
	そ の 他 の 収 益	285	344
費 用	介 護 労 務 費	13,816	14,095
	そ の 他 の 費 用	2,543	2,670
差 引		▲ 3,290	▲ 4,920

(7) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	633	862
	実 費 収 入	614	279
支 出	営 農 改 善 費	4,680	4,519
	生活文化事業費	207	417
	協力団体育成費	692	673
差 引		▲ 4,332	▲ 4,468

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.13	▲ 0.04
資本経常利益率	4.26	5.31	1.04
総資産当期純利益率	0.60	0.16	▲ 0.43
資本当期純利益率	14.25	6.43	▲ 7.82

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	10.30	10.30	0.00
	期 中 平 均	9.90	10.57	0.67
貯 証 率	期 末	28.60	26.80	▲ 1.80
	期 中 平 均	24.95	27.18	2.23

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和 8 年 3 月末における自己資本比率は、23.47%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	志賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	814百万円（前年度833百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項	目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		3,687	3,770
うち、出資金及び資本準備金の額		834	814
うち、再評価積立金の額		—	—
うち、利益剰余金の額		2,879	2,966
うち、外部流出予定額 (▲)		9	—
うち、上記以外に該当するものの額		16	10
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		4	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		4	3
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		3,691	3,773
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		0	0
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	3,691	3,773
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	14,685	15,524
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	586	552
フロア調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	15,272	16,076
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	24.16	23.47

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

- ① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳
(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現	金	155	—	—	154	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		11,448	—	—	10,151	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		6,958	—	—	7,227	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		200	20	1	200	20	1
我が国の政府関係機関向け		803	80	3	501	50	2
地方三公社向け		100	20	1	100	20	1
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		32,789	6,940	277	36,662	7,714	309
〔うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け〕		2,023	786	31	2,016	785	31
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		8	7	—	7	7	—
〔うち特定貸付債権向け〕		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		152	65	3	64	50	2
〔うちトランザクター向け〕		4	2	—	—	—	—
不動産関連向け		189	81	3	100	69	3
〔うち自己居住用不動産等向け〕		189	81	3	100	69	3
〔うち賃貸用不動産向け〕		—	—	—	—	—	—
〔うち事業用不動産関連向け〕		—	—	—	—	—	—
〔うちその他不動産関連向け〕		—	—	—	—	—	—
〔うちADC向け〕		—	—	—	—	—	—
劣後債権券及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		86	40	2	22	33	1
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		12	12	—	11	11	—
取立未済手形		—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付		2,241	221	9	2,360	236	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		51	51	2	28	36	1
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
上記以外		3,925	7,148	286	4,046	7,271	291
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕		—	—	—	—	—	—
〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー〕		—	—	—	—	—	—
〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕		2,114	5,286	211	2,114	5,286	211
〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕		34	86	3	36	89	4

(単位：百万円)

信用リスク・アセット			令和6年度			令和7年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)		1,777	1,776	72	1,896	1,896	76
	証券化		—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)		—	—	—	—	—	—
	(短期STC要件適用分)		—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)		—	—	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)		—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)		—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		—	—	—	—	—	—
	CVARリスク相当額÷8%(簡便法)		—	—	—	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)			59,118	14,686	587	61,633	15,517	621
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%	a		b=a×4%
			—		—	—		—
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%	a		b=a×4%
			586		23.44	552		22
総所要自己資本額			リスク・アセット等(分母)計		総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		総所要自己資本額
			a		b=a×4%	a		b=a×4%
			15,272		611	16,076		643

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	586	552
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	46	44
B I	390	368
B I C	46	44

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高
(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高					信用リスクに関するエクスポージャーの残高				
		うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭デリ バティブ	延滞エク スポージャー 期末残高		うち 貸出金等	うち債券	うち 店頭デリ バティブ	延滞エク スポージャー 期末残高	
法人	農業	277	252	—	—	—	349	325	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	201	—	201	—	—	201	—	201	—	—
	金融・保険業	32,789	—	100	—	—	36,662	—	100	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	19,313	2,948	16,365	—	—	17,982	3,115	14,867	—	—
	上記以外	2,223	82	—	—	—	2,043	80	—	—	5
個人		2,347	2,277	—	—	—	2,410	2,312	—	—	118
その他		1,965	—	—	—	—	1,986	—	—	—	—
業種別残高計		59,118	5,562	16,666	—	—	61,633	5,832	15,168	—	123
残存期間別	1年以下	22,286	220	301	—	—	24,266	247	300	—	—
	1年超3年以下	7,333	417	1,902	—	—	6,105	184	899	—	—
	3年超5年以下	6,243	230	1,999	—	—	5,927	201	1,703	—	—
	5年超7年以下	697	395	301	—	—	1,742	533	1,210	—	—
	7年超10年以下	5,857	750	4,605	—	—	5,937	742	4,694	—	—
	10年超	12,421	3,459	7,555	—	—	11,582	3,813	6,362	—	—
	期限の定めのないもの	4,277	88	—	—	—	6,070	108	—	—	—
残存期間別残高計		59,118	5,562	16,666	—	—	61,633	5,832	15,168	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	14	4	—	14	4	4	3	—	4	3
個別貸倒引当金	71	56	0	71	56	56	88	0	56	588

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 7 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		71	56	—	71	56	—	56	88	—	56	88	—
業 種 別 残 高 計		71	56	—	71	56	—	56	88	—	56	88	—

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度							令 和 7 年 度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用 リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リス ク・ウ ェイト の 加 重 平 均 値 F(=E/ (C+D))	CCF・信用 リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リス ク・ウ ェイト の 加 重 平 均 値 F(=E/ (C+D))	
		オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	信用リ スク・ アセッ トの額		オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	信用リ スク・ アセッ トの額		
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E		
現 金	0	155	－	155	－	－	－	154	－	154	－	0	0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	11,448	－	11,448	－	－	－	10,151	－	10,151	－	0	0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	0	6,958	－	6,958	－	－	－	7,227	－	7,227	－	0	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国 際 開 発 銀 行 向 け	0～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	10～20	200	－	200	－	20	10	200	－	200	－	20	10	
我が国の政府関係機関向け	10～20	803	－	803	－	80	10	501	－	501	－	50	10	
地 方 三 公 社 向 け	20	100	－	100	－	20	20	100	－	100	－	20	20	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	32,789	－	32,789	－	6,939	21	36,662	－	36,662	－	7,714	21	
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	10～100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7	－	7	－	7	100	7	5	7	－	7	100	
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

項 目	令 和 6 年 度							令 和 7 年 度					
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用 リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均 値	CCF・信用 リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均 値
		オン・ パランス 資産 項目	オフ・ パランス 資産 項目	オン・ パランス 資産 項目	オフ・ パランス 資産 項目	信用リ スク・ アセッ トの額		オン・ パランス 資産 項目	オフ・ パランス 資産 項目	オン・ パランス 資産 項目	オフ・ パランス 資産 項目	信用リ スク・ アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	138	131	66	13	65	82	134	106	64	10	56	74
（うちトランザクター向け）	45	－	38	－	4	1	45	－	78	－	8	3	45
不 動 産 関 連 向 け	20～150	189	－	128	－	81	63	153	－	100	－	69	69
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	189	－	128	－	81	63	153	－	100	－	69	69
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	30	－	27	－	40	150	23	9	21	1	34	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11	－	11	－	11	100	10	－	10	－	10	100
取 立 未 済 手 形	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	0～10	2,240	－	2,206	－	220	10	2,392	－	2,360	－	236	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株 式 等	250～400	51	－	51	－	51	100	27	－	27	－	36	130
共 済 約 款 貸 付	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
上 記 以 外	100～1250	3,924	－	3,924	－	7,147	182	4,046	－	4,046	－	7,271	180
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	2,114	－	2,114	－	5,285	250	2,114	－	2,114	－	5,286	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	34	－	34	－	85	250	36	－	36	－	89	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,776	－	1,776	－	1,776	100	1,896	－	1,896	－	1,896	100

項 目	令 和 6 年 度							令 和 7 年 度					
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用 リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 F(=E/ (C+D))	CCF・信用 リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 F(=E/ (C+D))
		オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	信用リ スク・ アセッ トの額		オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目	信用リ スク・ アセッ トの額	
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（短期 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化 適 用 対 象 外 分 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額（▲）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計 （信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	14,685	—	—	—	—	—	15,524	—

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度								令 和 7 年 度									
	信用リスク・エクスポージャーの額 (C C F ・信用リスク削減手法適用後)								信用リスク・エクスポージャーの額 (C C F ・信用リスク削減手法適用後)									
	0 %	20 %	50 %	100 %	150 %	その他	合計		0 %	20 %	50 %	100 %	150 %	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,447	-	-	-	-	-	11,447	10,151	-	-	-	-	-	-	10,151			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	0 %	10 %	20 %	50 %	100 %	150 %	その他	合計	0 %	10 %	20 %	50 %	100 %	150 %	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	6,958	-	-	-	-	-	-	6,958	7,226	-	-	-	-	-	-	7,226		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-	200	-	-	-	-	-	200	-	200	-	-	-	-	-	200		
我が国の政府関係機関向け	-	803	-	-	-	-	-	803	-	501	-	-	-	-	-	501		
地 方 三 公 社 向 け	-	-	100	-	-	-	-	100	-	-	100	-	-	-	-	100		
	0 %	20 %	30 %	50 %	100 %	150 %	その他	合計	0 %	20 %	30 %	50 %	100 %	150 %	その他	合計		
国 際 開 発 銀 行 向 け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20 %	30 %	40 %	50 %	75 %	100 %	150 %	その他	合計	20 %	30 %	40 %	50 %	75 %	100 %	150 %	その他	合計
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	30,866	-	1,909	-	-	-	-	-	32,775	34,745	-	1,910	-	-	-	-	-	36,561
(うち、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項 目	令 和 6 年 度										令 和 7 年 度															
	信用リスク・エクスポージャーの額 (C C F ・信用リスク削減手法適用後)										信用リスク・エクスポージャーの額 (C C F ・信用リスク削減手法適用後)															
	10 %	15 %	20 %	25 %	35 %	50 %	100 %	その他	合計		10 %	15 %	20 %	25 %	35 %	50 %	100 %	その他	合計							
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20 %	50 %	75 %	80 %	85 %	100 %	130 %	150 %	その他	合計	20 %	50 %	75 %	80 %	85 %	100 %	130 %	150 %	その他	合計						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	7	-	-	-	7	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6						
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	100 %	150 %	250 %	400 %	その他		合計			100 %	150 %	250 %	400 %	その他		合計										
劣後債権及びその他資本性証券等	-		-		-		-		-	-	-	-	-		-		-		-	-						
株 式 等	-		-		-		-		-	-	-	-	-		-		-		-	-						
	45 %	75 %		100 %		その他		合計		45 %	75 %		100 %		その他		合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	3		28		43		3		77	-		33		27		2		62								
(うちトランザクター向け)	-		-		-		-		-	-		-		-		-		-								
	20 %	25 %	30 %	31.25 %	35 %	37.50 %	40 %	50 %	62.50 %	70 %	75 %	その他	合計	20 %	25 %	30 %	31.25 %	35 %	37.50 %	40 %	50 %	62.50 %	70 %	75 %	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	11	-	-	-	-	-	-	-	-	115	-	126	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	-	100	
	30 %	35 %	43.75 %	45 %	56.25 %	60 %	75 %	93.75 %	105 %	150 %	その他	合計	30 %	35 %	43.75 %	45 %	56.25 %	60 %	75 %	93.75 %	105 %	150 %	その他	合計		
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70 %	90 %	110 %	112.50 %	150 %	その他		合計		70 %	90 %	110 %	112.50 %	150 %	その他		合計									
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	60%			その他			合計			60%			その他			合計										
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	-			-			-			-			-			-			-							
	100%		150%		その他		合計		100%		150%		その他		合計											
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	-		-		-		-		-		-		-		-		-									
	50 %	100 %		150 %		その他		合計		50 %	100 %		150 %		その他		合計									
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	-		-		-		-		-	-		-		21		-		21								
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-		-		-		-		-	-		10		-		-		10								
	0 %	10 %	20 %	100 %		その他		合計		0 %	10 %	20 %	100 %		その他		合計									
現 金	155		-		-		-		155	154		-		-		-		154								
取 立 未 済 手 形	-		-		-		-		-	-		-		-		-		-								
信用保証協会等による保証付	-		2,206		-		-		2,206	-		2,359		-		-		2,359								
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-		-		-		-		-	-		-		-		-		-								
共 済 約 款 貸 付	-		-		-		-		-	-		-		-		-		-								

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額 及び 与信相当 額の合計額 (CCF・信 用リスク 削減効果 適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額 及び 与信相当 額の合計額 (CCF・信 用リスク 削減効果 適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	52,948	0	—	52,780	55,489	—	—	55,456
40%～70%	1,910	38	10	1,913	1,910	7	10	1,918
75%	123	99	10	132	230	2	10	121
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	6	—	—	4	4	—	—	3
90%～100%	60	—	10	59	1,955	0	10	1,939
105%～130%	—	—	—	—	27	—	—	27
150%	28	—	—	27	112	0	—	111
250%	52	—	—	51	2,150	—	—	2,150
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	70	4	10	—	0	—	10	0
合 計	55,124	131	40	54,966	61,877	12	10	61,725

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡーまたはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢーまたはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	5	—	—	6	—	—
抵 当 権 付 き 住 宅 ロ ー ン	11	—	—	—	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	16	—	—	6	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

- ◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。
- ◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の概要の方針及び手続等の概要
「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇リスク管理の方針及び手続の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、各種手続によりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ◇BIの算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILD（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。
なお、ILD、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。
- ◇ILMの算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 6 年 度		令和 7 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	2,165	2,165	2,165	2,165
合 計	2,165	2,165	2,165	2,165

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 6 年 度			令和 7 年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和 6 年 度		令和 7 年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてＩＲＲＢＢを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当ＪＡでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

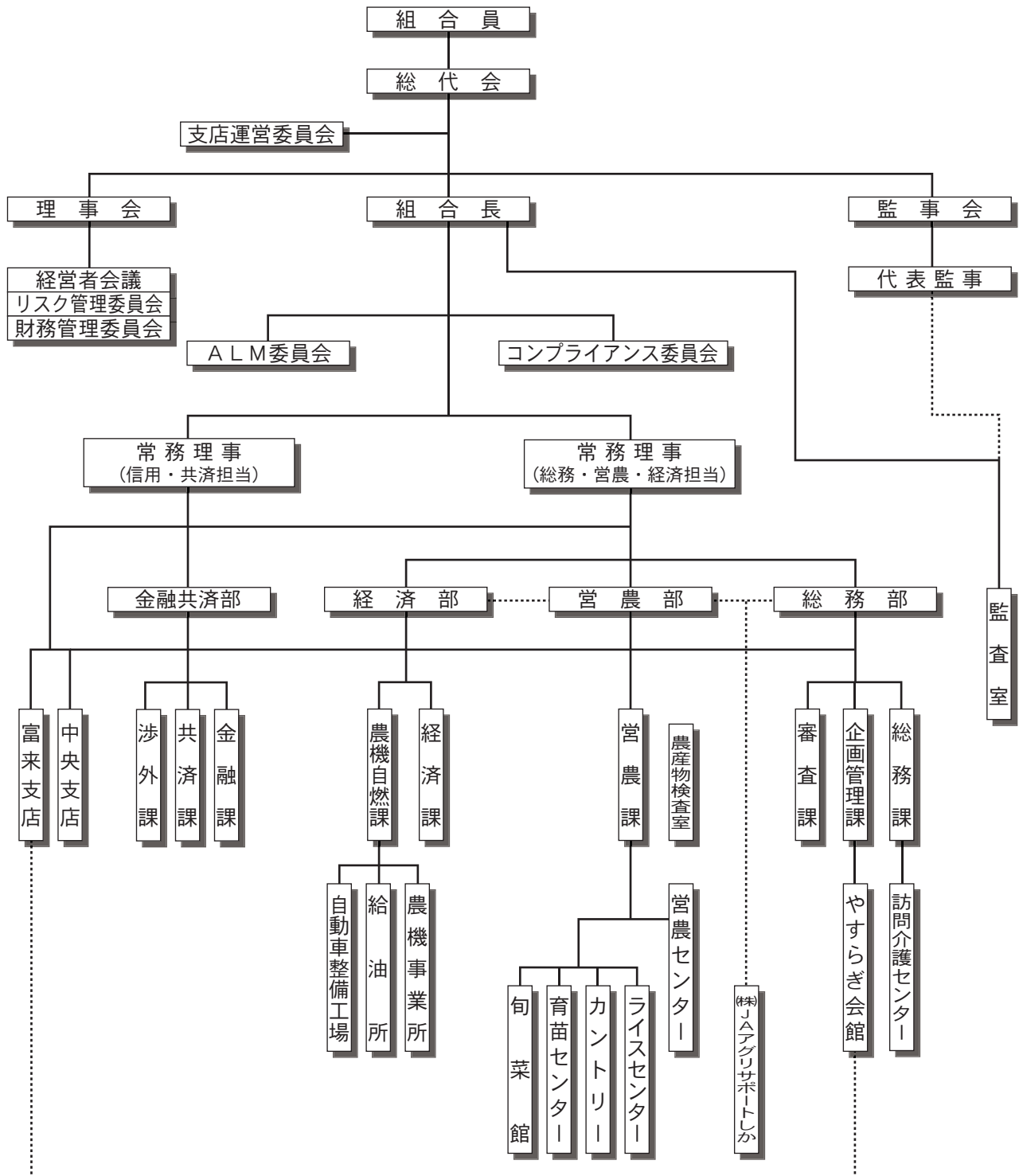
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前 期 末	当 期 末	前 期 末	当 期 末
1	上方パラレルシフト	1,750	1,433	131	157
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	ス テ ィ ー プ 化	1,453	1,171		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	97	93		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	1,750	1,433	131	157
		前 期 末		当 期 末	
8	自 己 資 本 の 額	3,690		3,773	

【JAの概要】

1. 機 構 図

令和8年3月31日現在



2. 役 員（令和8年6月末）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	新 谷 克 己	理 事	館 内 敏 人
代 表 理 事 常 務	谷 内 雅 人	〃	高 橋 聡
〃	中 野 勝	〃	坂 本 長 一
理 事	吉 野 成 明	〃	加茂野 真奈美
〃	高 井 政 義	〃	宮 本 宗 弥
〃	筈 谷 秋 美	〃	後 藤 裕美子
〃	古 川 勇 二	代 表 監 事	岡 塚 忠 浩
〃	裏 貴 大	監 事	高 山 孝
〃	小 橋 敦 郎	〃	内 田 恒 平
〃	篠 田 幹 男	〃	小 堀 勇 二

（注）監事高山孝は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

（単位：人）

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
正 組 合 員 数	3,191	3,113	▲ 78
個 人	3,159	3,080	▲ 79
法 人	32	33	1
准 組 合 員 数	1,847	1,826	▲ 21
個 人	1,827	1,805	▲ 22
法 人	20	21	1
合 計	5,038	4,939	▲ 99

4. 組合員組織の状況

（単位：人）

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
支 店 運 営 委 員 会	87名	大 根 部 会	4名
生 産 組 合 （ 集 落 組 織 ）	121団体	ナ ス 生 産 部 会	3名
こ ろ 柿 部 会	98名	甘 藷 部 会	5名
西 瓜 部 会	10名	花 卉 部 会	4名
南 瓜 部 会	165名	旬 菜 館	253名
白 ね ぎ 部 会	8名		

（注）生産組合（集落組織）は、外部の協力組織です。

5. 地 区



6. 沿革・歩み

昭和41年4月に、中甘田・高浜・下甘田・志加浦・堀松・加茂・上熊野の7農協が合併し、「志賀農業協同組合」として発足しました。

昭和46年にカントリーエレベーター設立、同年県農業大会にて県知事表彰を受け、昭和48年に育苗センター完成と大規模農業施設を早くから設立し、昭和54年には味噌加工場完成と優良農協として全農より表彰を受け、昭和57年に大豆・麦乾燥調製施設、平成4年には西山西瓜選果場の落成も行い、地域農業振興に邁進してまいりました。

近年においては平成10年に配送センターを稼働、志賀町育苗センターを竣工、平成11年には志賀町カントリーエレベーター、平成16年には志賀町低温自動ラック倉庫が稼働し、基盤となる農業施設の充実と低コスト農業を目指し他事業とのタイアップを試みて、組合員への還元を追求した総合事業の展開を図ってきました。

平成19年4月1日には土田農業協同組合、富来町農業協同組合と合併。

令和3年5月24日より中甘田・下甘田・志加浦・加茂・上熊野・土田支店を廃止し、中甘田・高浜・下甘田・志加浦・堀松・加茂・上熊野・土田地区を管轄する中央支店を新設致しました。

今後も「信頼され愛されるJ A」を目指し事業機能の強化に努めてまいります。

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	C D・A T M 設置台数
本 店	〒925-0154 志賀町末吉新保向1	0767-32-1155	0
中 央 支 店	〃	0767-32-1160	2
富 来 支 店	〒925-0447 志賀町里本江乙221-1	0767-42-2111	1

店舗外C D・A T M 設置場所	所在地の住所	C D・A T M の区別	営業日 (平日・土・日)
高 浜 A T M コーナー	〒925-0141 志賀町高浜町ク-56-1	A T M	平日・土・日・祝日
土 田 A T M コーナー	〒925-0202 志賀町代田へ-12	A T M	平日・土

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

<概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織…………… 60～63
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………61
3. 事務所の名称及び所在地……………62

<主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………11

<主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要……………5～7
6. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………29

7. 直近の2事業年度における主要な事業の
状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

- a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………30
- b. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他事業収支……………30
- c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均
残高、利息、利回り及び総資金利ざや
……………30

- d. 受取利息及び支払利息の増減……………30

- e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率
……………42

- f. 総資産当期純利益率及び資本当期
純利益率……………42

② 貯金に関する指標

- a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
その他の貯金の平均残高……………31
- b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金
及びその他の区分ごとの定期貯金の残高
……………31

③ 貸出金等に関する指標

- a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高……………31
- b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高……………31
- c. 担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額……………32
- d. 用途別の貸出金残高……………32

- e. 主要な農業関係の貸出実績……………33

- f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金
残高の貸出金の総額に対する割合……………33

- g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………42

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の平均残高
……………該当なし

- b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
……………37

- c. 有価証券の種類別の平均残高……………36

- d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………42

<業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制…………… 8～10

9. 法令遵守の体制……………9

10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
ための取組の状況……………2～4

11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
……………10

<直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分
計算書…………… 12～26

13. 貸出金にかかる事項

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…34
- ② 危険債権……………34
- ③ 三月以上延滞債権……………34
- ④ 貸出条件緩和債権……………34
- ⑤ 正常債権……………34

14. 自己資本の充実の状況 …… 43～59

15. 次に掲げるものに関する取得価額

又は契約価額、時価及び評価損益

- ① 有価証券…………… 36～38
- ② 金銭の信託……………38
- ③ 金融先物取引等……………該当なし

16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
……………36

17. 貸出金償却額 ……36

18. 法第37条の2第3項の規定に基づき
会計監査人の監査を受けている旨……………29



志賀農業協同組合

〒925-0154 石川県羽咋郡志賀町末吉新保向1
TEL.0767-32-1155(代) FAX.0767-32-2899